



# 金 沢 市 公 報

第 2 6 8 8 号

平成23年(2011年)4月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民参画課)	3
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について (障害福祉課)	4
障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定について ( " )	4
障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定の辞退について ( " )	4
兼用工作物の管理の方法を定めたことにつ いて (道路管理課)	5
<b>公 告</b>	
自動車臨時運行許可番号標の失効について (市 民 課)	5
浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課)	5
浄化槽保守点検業者の登録の抹消について ( " )	6

## 教育委員会告示

平成19年教育委員会告示第9号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (生涯学習課) 6

## 選挙管理委員会告示

条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会) 6

議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 6

農業委員会の委員の解任請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 6

教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 7

合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 7

合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 7

## 監査公表

監査公表(第8号-第9号) (監査事務局) 7

## 公営企業告示

金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 9

金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( " ) 10

## 告 示

### ●金沢市告示第140号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成23年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場の名称  
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
金沢市営金沢駅東自転車駐車場

金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
 金沢市営森本駅西自転車駐車場  
 金沢市営野町駅前自転車駐車場  
 金沢市営表参道自転車駐車場  
 金沢市営柿木畠自転車駐車場

## 2 保管した自転車等の台数

自転車 160台  
 原動機付自転車 2台

## 3 自転車等を移動し、保管した日

平成23年3月1日から同月31日まで

## 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号  
 財団法人 金沢まちづくり財団

## 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成23年4月11日から同年7月10日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地  
 金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第141号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	33台	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	2台	
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	5台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	4台	
片町地区自転車等放置禁止区域	1台	
竪町地区自転車等放置禁止区域	3台	
森本駅前自転車等放置禁止区域	1台	
粟崎町地内	4台	
木ノ新保町地内	3台	
菊川1丁目地内	1台	
増泉2丁目地内	1台	
専光寺町地内	1台	
長田町地内	1台	
香林坊2丁目地内	1台	
小坂町地内	1台	
田上町地内	2台	
戸水1丁目地内	1台	

金石東1丁目地内	自 転 車	1台
松村5丁目地内	自 転 車	11台
福増町地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	10台
広岡2丁目地内	自 転 車	1台
森山2丁目地内	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
泉野出町3丁目地内	自 転 車	1台
長土堀2丁目地内	自 転 車	1台
泉1丁目地内	自 転 車	1台
新神田1丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日  
平成23年3月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間  
平成23年4月11日から同年10月10日まで
- (2) 場所  
金沢市昭和町633番地  
金沢市自転車等保管庫

#### ●金沢市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
小原町町会	代表者の氏名及び住所	栗田 清一 金沢市小原町ソ139番地2	大岩 清憲 金沢市小原町ソ76番地	平成23年4月1日
千田葵町会	代表者の氏名及び住所	知田 茂 金沢市千田町口36番地5	北村 憲治 金沢市千田町イ50番地6	平成23年4月1日
額乙丸新町会	代表者の氏名及び住所	口田 昇 金沢市額乙丸町二175番地	喜作 進 金沢市額乙丸町二210番地1	平成23年4月1日
沖町町会	主たる事務所の所在地	金沢市沖町二11番地1	金沢市沖町ホ30番地	平成23年4月1日
	代表者の氏名及び住所	吉崎 明夫 金沢市沖町二11番地1	中田 峯夫 金沢市沖町ホ30番地	

#### ●金沢市告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成23年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
25歯科	金沢市増泉2丁目7番43号	平成23年2月1日
みどり薬局	金沢市高尾南2丁目183番地	平成23年2月1日
田上はなの木薬局	金沢市田上第五土地区画整理事業施行地区内5街区10番	平成23年3月1日

## ●金沢市告示第144号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成23年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所 在 地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
フジイ内科クリニック	金沢市福増町北1385番地2	内科	藤井 浩之	平成23年3月31日
医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	内科	高崎 秀昭	平成23年3月31日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	外科	新谷 佳子	平成23年3月31日
金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	整形外科	竹内孝之郎	平成23年3月31日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	内科	大江康太郎	平成23年3月31日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	外科	大和 太郎	平成23年3月31日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	外科	戸田 有宣	平成23年3月31日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	整形外科	森永 敏生	平成23年3月31日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	整形外科	川口 真史	平成23年3月31日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	泌尿器科	石井 健夫	平成23年3月31日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	整形外科	堀井 健志	平成23年3月31日

## ●金沢市告示第145号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次の医療機関を指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成23年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
みどり薬局	金沢市高尾南2丁目183番地	有限会社 アシスト 代表取締役 北莊 千恵子	平成23年4月1日

## ●金沢市告示第146号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次の医療機関から同法第59条第1項により指定された指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を辞退する旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示します。

平成23年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
三馬セイムス薬局	金沢市三馬2丁目252番地 神保ビル101号室	株式会社 モリキ 代表取締役 森 高明	平成22年12月31日

●金沢市告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、金沢市長である道路管理者（以下「道路管理者」という。）と石川県知事である河川管理者（以下「河川管理者」という。）との間において、協議により兼用工作物の管理の方法を定めたので、同条第6項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

平成23年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 兼用工作物

金石本町線5号と二級河川犀川水系木曳川の左岸堤防とが相互に効用を兼ねる部分

2 兼用工作物の位置

木曳川 左岸 金沢市金石本町イ35番1地先から  
金沢市金石本町イ34番7地先まで

3 兼用工作物の管理

(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。ただし、路肩に接する法面で当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路専用施設に係る場合は道路管理者が、専ら道路専用施設以外の部分に係る場合は河川管理者が行う。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は河川管理者が行うものとする。

4 兼用工作物の管理についての協議

道路管理者又は河川管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ河川管理者又は道路管理者と協議するものとする。

5 道路の占用料

道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、専ら道路専用施設以外の部分に係るものについては、占用料を徴収しないものとする。

6 兼用工作物の管理に要する費用

兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。

7 その他

兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と河川管理者とが協議して定める。

公 告

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効しました。

平成23年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

石川 63 - 12 金沢

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成23年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
4	木谷薬品工業 株式会社	金沢市新保本5丁目46番地	平成23年4月1日
6	株式会社 北陸小松サービス	金沢市長田本町子15番地1	平成23年4月1日

14	株式会社 金沢浄化槽サービス	金沢市扇町6番25号	平成23年4月1日
17	有限会社 加賀商工	金沢市栗崎町ホ110番地35	平成23年4月1日
21	株式会社 オキシー	河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目710番地	平成23年4月1日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第8条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者としての登録を抹消したので公告します。

平成23年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録抹消年月日
37	株式会社 ムラシマ事務所	金沢市泉野出町2丁目7番13号	平成23年3月20日

### 教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第6号

平成19年教育委員会告示第9号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正し、平成23年4月18日から効力を有するものとします。

平成23年4月11日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

第4項第2号の表中	金沢市長土堀公民館ホール及び大和室	を	金沢市長土堀公民館研修室	に改める。
	180.2平方メートル		78.75平方メートル	
	常設電灯による点灯		常設電灯による点灯	
	1個		1個	
	18脚		22脚	
	100脚		80脚	

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）は、7,244人です。

平成23年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、120,726人です。

平成23年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第34号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の2分の1の数（選挙された農業委員会の委員の解任請求の場合における署名者の最低数）は、次のとおりです。

平成23年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

第1選挙区	941人
第2選挙区	1,139人
第3選挙区	969人
第4選挙区	820人
第5選挙区	830人
第6選挙区	789人

●金沢市選挙管理委員会告示第35号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、120,726人です。

平成23年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第36号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）は、7,244人です。

平成23年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第37号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、60,363人です。

平成23年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

監 査 公 表

●金沢市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年4月11日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	玉	野	道雄
金沢市監査委員	中	西	利雄

1 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年3月17日
- (2) 措置を講じた部局等 市民局市民課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年8月11日（平成20年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
・公有財産の管理について 建物・設備の長期耐用と利用者の安全を確保するため、施設・設備ごとに改修・点検等の記録を台帳や図面に収録し、活用されるよう全庁的に検討されたい。	「維持管理カルテ」を作成し、今後も金石市民センターのみならず、全ての市民センター・市民サービスコーナーを対象に施設の所管担当課と連携しながら、施設全体の改修・点検等の記録を網羅することとする。

2 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年3月17日
- (2) 措置を講じた部局等 市民局市民課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年8月11日 (平成21年監査公表第13号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・公有財産の管理について 施設の維持管理について、一部の施設において改修・点検等の記録を網羅した台帳等や図面が整備されていないので、長期耐用性の確保とライフサイクルコストの低減を図るための基礎資料として、早急に整備することが望まれる。</p>	<p>「維持管理カルテ」を作成し、全ての市民センター・市民サービスコーナーを対象に施設の所管担当課と連携しながら、施設全体の改修・点検等の記録を網羅することとする。</p>

●金沢市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年4月11日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	玉	野	道
金沢市監査委員	中	西	利雄

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年3月23日
- (2) 措置を講じた部局等 都市政策局交通政策部歩ける環境推進課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年4月8日 (平成21年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・自転車等の放置防止対策及び手数料徴収業務委託 意見 自転車等駐車場に長期駐車し、保管庫に移動された自転車等については、現在、無料で返還されているが、返還手数料の徴収について検討する必要がある。 意見 自転車等の放置防止対策は、放置現場における直接指導だけでなく、他の部局と連携した基本的な社会マナーの啓発活動も実施すべきである。</p>	<p>平成22年第3回議会において、金沢市自転車等駐車場条例を改正し、平成23年4月1日以後に移動した自転車等から返還手数料を徴収する。  「マナーをよくするかなざわ市民会議」と連携し、「グッドマナーかなざわ」の交通のマナーとして啓発するとともに、平成22年度に策定した「まちなか自転車利用環境向上計画」の中で、自転車マナー向上に係る有効な啓発活動について検討しており、今後も他の部局や関係機関等と連携した啓発に努めていきたい。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年3月17日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局行政経営課、職員課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年4月8日 (平成21年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容



監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・指定管理委託について 意 見</p> <p>外郭団体が指定管理者となっている施設においては、団体固有職員の計画的な育成に努め、できるだけ早期に体制を整えたうえで、市派遣職員を引き揚げるべきである。</p>	<p>平成22年度に財団法人金沢芸術創造財団の市派遣職員3名を引き揚げた。その他の外郭団体についても、中期収支計画に市派遣職員の引き揚げを明示するなど、引き続き市派遣職員の引き揚げを進めていく。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年3月17日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局行政経営課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年4月9日 (平成20年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・指定管理者制度の運営に関する事項 指摘事項</p> <p>公募に際して応募者に提出させる「管理運営費提案書」において、間接経費 (諸経費) を表す項目を追加し、民間事業者との競争が公正に行われていることが明瞭に理解できるよう工夫すべきである。</p>	<p>平成21年度に次期指定管理者を募集した自転車等駐車場の標準管理運営費積算表では、応募者が適正に管理運営費の積算が行えるよう、各施設の管理業務を行う職員と間接経費にあたる全体の管理指導業務を行う職員の人件費がそれぞれ積算されていることが明瞭となるよう項目欄の記載内容の見直しを行った。</p>

## 公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第11号

金沢市ガス供給条例 (昭和60年条例第48号) 第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年4月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

- 1 平成22年12月1日から平成23年2月28日までの原料の平均価格等
  - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 49,390円
  - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 74,180円
  - (3) 1トン当たり平均原料価格 52,030円
- 2 原料価格変動額 11,700円  
算式 63,730円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 52,030円 (1トン当たり平均原料価格) = 11,700円 (100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 11,700円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.082円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から9.60円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- 4 平成23年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	217円15銭

B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	215円15銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	202円65銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	200円82銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	195円82銭

●金沢市公営企業告示第12号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年4月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成22年12月1日から平成23年2月28日までの平均原料価格  
1トン当たり 74,180円
- (2) 原料価格変動額 13,800円  
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）- 74,180円（1トン当たり平均原料価格）= 13,800円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 13,800円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から28.16円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成23年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	393円14銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	384円4銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成22年12月1日から平成23年2月28日までの平均原料価格  
1トン当たり 74,180円
- (2) 原料価格変動額 13,800円  
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）- 74,180円（1トン当たり平均原料価格）= 13,800円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 13,800円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から28.16円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成23年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	393円22銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	384円12銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成22年12月1日から平成23年2月28日までの平均原料価格  
1トン当たり 74,180円
- (2) 原料価格変動額 13,800円  
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 74,180円(1トン当たり平均原料価格) = 13,800円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 13,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から28.16円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成23年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	371円99銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	362円89銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成22年12月1日から平成23年2月28日までの平均原料価格  
1トン当たり 74,180円
- (2) 原料価格変動額 13,800円  
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 74,180円(1トン当たり平均原料価格) = 13,800円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 13,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から28.16円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成23年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	415円60銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	406円50銭

平成23年(2011年)4月11日 印刷  
平成23年(2011年)4月11日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄